

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後																																																																												
<p>(鉄道賃等の加給)</p> <p>第3条 前条の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃(以下「運賃」という。)を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊するとき。</p> <p>当該旅行に要する運賃(岩手県東京事務所の宿泊施設に宿泊するときは、当該宿泊施設に宿泊した場合において支給される日額旅費の10分の1に相当する額を超える場合は、その超える額)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日額</th> <th colspan="2">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東北自治研修所の研修</td> <td>2,750円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能力開発研修及び専門研修</td> <td rowspan="4">宿泊する場合</td> <td rowspan="4">公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設</td> <td>岩手県東京事務所</td> <td>10,100円</td> </tr> <tr> <td>エスポワールいわて</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立岩手山青年の家</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>					区分		日額	摘要		[略]					東北自治研修所の研修		2,750円			能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	岩手県東京事務所	10,100円	エスポワールいわて	[略]	[略]		国立岩手山青年の家	2,500円	[略]			[略]		[略]					<p>(鉄道賃等の加給)</p> <p>第3条 前条の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃(以下「運賃」という。)を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊するとき。</p> <p>当該旅行に要する運賃</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日額</th> <th colspan="2">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東北自治研修所の研修</td> <td>2,650円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能力開発研修及び専門研修</td> <td rowspan="4">宿泊する場合</td> <td rowspan="4">公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設</td> <td>エスポワールいわて</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立岩手山青年の家</td> <td>2,550円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>					区分		日額	摘要		[略]					東北自治研修所の研修		2,650円			能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	エスポワールいわて	[略]	[略]		国立岩手山青年の家	2,550円	[略]		[略]			[略]		[略]				
区分		日額	摘要																																																																														
[略]																																																																																	
東北自治研修所の研修		2,750円																																																																															
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	岩手県東京事務所	10,100円																																																																													
			エスポワールいわて	[略]																																																																													
			[略]																																																																														
			国立岩手山青年の家	2,500円																																																																													
[略]			[略]																																																																														
[略]																																																																																	
区分		日額	摘要																																																																														
[略]																																																																																	
東北自治研修所の研修		2,650円																																																																															
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	エスポワールいわて	[略]																																																																													
			[略]																																																																														
			国立岩手山青年の家	2,550円																																																																													
			[略]																																																																														
[略]			[略]																																																																														
[略]																																																																																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																																																	

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。